

「京都府統計調査条例」の一部改正案の骨子 に対する意見募集結果

1 意見募集の期間

令和元年7月4日(木)から令和元年7月31日(水)まで

2 意見募集の結果

	提出者数	提出案件数
個人	4	10

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
個人情報 の保護	1 統計情報の活用は時代の流れでもあるが、個人情報の保護には、十分気をつけてほしい。	調査票情報の提供にあたっては、個人が特定されないことがないように十分に配慮するとともに、適正な管理の徹底を求めています。
	2 外部の機関にも統計を役立てていただく上で一番心配するのは、個人情報の流出が起こらないかということであるため、細心の注意を払ってほしい。	
調査票情報 の提供	3 地域情報の学術的利用の可能性が拡大されることから、調査票情報の提供対象を拡大することは妥当であると考えている。 調査票情報の提供先等の公表については必要な制度であると考えている。	学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者に、調査票情報の提供対象を拡大することとしています。 国においては、拡大する提供対象を、大学や大学に所属する教員等としていることから、府においてもこの考え方に準じて対応していきたいと考えています。
	4 調査票情報の提供対象の拡大を行うことは大変望ましいが、国では、拡大する範囲が大学などの教員に限定されているので、小中高の教員や大学院生などにも門戸を開いてほしい。	また、公表制度を設け透明性の確保を図ることとしています。
	5 調査票情報の提供方法はCD-ROMなど物理的媒体による提供が望ましい。	調査票情報の提供方法については、電磁的記録媒体を予定しています。
	6 利用の申請からデータの提供までの期間を出来るだけ短期間にしてほしい。	できるだけ短期間で提供できるようにしていきたいと考えています。
手数料	7 手数料については、可能な限り安価にしてほしい。	調査票情報の提供に要する時間1時間までごとに4,400円の手数料を納めていただくこととしています。

適正管理	8	提供を受けた調査票情報を利用するパソコンを研究室に限定すること、研究終了後はCD-ROMを返却することなどの規定を設けることが妥当であると考ええる。	調査票情報の提供を受けた者に講じていただく適正管理措置については、御意見を踏まえ、できるだけ具体的にお示ししたいと考えています。
	9	調査票情報の適正な管理については、出来るだけ詳細な管理措置マニュアルを策定していただきたい。	
その他	10	今回の改正を機に、京都府の地域統計分析に関して興味深い研究がなされることが期待される。	情報保護を図りつつ、調査票情報の利活用の推進に努めていきたいと考えています。